

農業経営基盤強化促進法の仕組み

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造の確立

目的

地域における
目標の明確化

都道府県知事による基本方針の作成
市町村による基本構想の作成

意欲ある農業者の経営改善
農地の利用集積(面的集積)

支援措置
認定農業者制度
・市町村による農業経営
改善計画の認定

支援

農地保有合理化事業
(県公社)

農地利用集積円滑化事業
(市町村、市町村公团、農協等)

農業経営基盤強化促進事業
(市町村)

農用地利用改善事業
会による農地の利用調整

農用地利用改
善事業を促進
する事業
受委託を促進する
事業等

支援

農地保有合理化事業を促進する事業

農地利用集積円滑化事業を促進する事業

利用権設定等
促進事業

農用地利用改
善事業を促進
する事業
受委託を促進する
事業等

支援

農業委員会による農地の利用調整

農用地利用計画の作成・公告

1. 認定農業者からの申出による農業委員会の農地利用調整
2. 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体による農地の利用調整、買入協議
3. 農地法の特例(農地の権利取得の下限面積、法定更新の適用外、農業生産法人の構成員要件)による農地の利用調整、買入協議
4. 所有権移転について市町村の嘱託登記
5. 日本政策金融公庫等の融資の配慮
6. 課税の特例(特別控除、登録免許税・不動産取得税の軽減、相続税納税猶予の特例等)

農地保有合理化支援法人
(全国農地保有合理化協会)

・特定農業法人制度
・特定農業団体制度

農業経営基盤強化促進法の概要

○認定農業者制度の仕組み

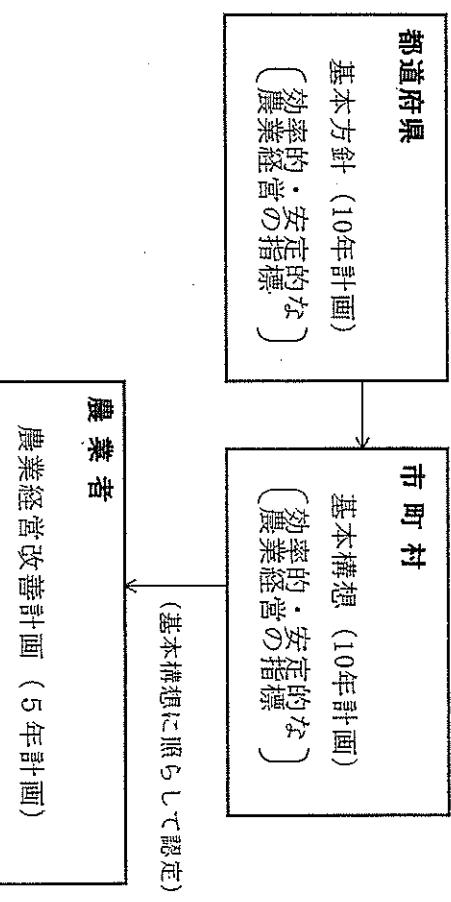
1 基本的枠組み

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、

- (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにする認定農業者制度、
- (2) 農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を貸すことが出来るようにするための利用権設定等促進事業、
- (3) 担い手不足が見込まれる地域における農地集積の相手方を定める特定農業法人・特定農業団体制度等の法的枠組が設けられている。

2 認定農業者制度の概要

- (1) 地域の農業を担う意欲ある農業経営を、地域の実情に即して明確化するため、市町村が、それぞれの地域の実情を踏まえ、育成すべき農業経営の目標（経営類型ごとの経営規模等）を作成し、この目標を目指し、経営改善を計画的に進めようとする農業経営を、その申請に基づき市町村が認定し、地域の関係機関が一体となって育成するものである。
- (2) 認定農業者に対しては、農用地の利用集積の重点支援、農業委員会による農用地の融通、スーパーL資金等の長期低利の資金の融通、税制上の優遇措置等の施策が講じられている。



○農業経営改善計画の認定状況（平成22年3月末現在・速報値）

認定農業者数	249,376 経営体（うち法人 14,261経営体）
認定市町村数	1,661市町村

資料：経営局経営政策課調べ

3 利用権設定等促進事業

基本方針及び基本構想に従つて実施される農業経営基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業（農用地について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業）が位置付けられている。

(1) 農用地利用集積計画の作成

市町村は農業委員会の決定を経て利用権設定等の内容を含めた農用地利用集積計画を定めなければならない。

(2) 農用地利用集積計画の要件

- ① 農用地の利用権の設定等を受ける者が次のすべてに該当すること
 - ア 農作業に常時従事しないこと認められる者については、アのほか次の要件のすべてを満たすこと
 - イ 地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと
 - ウ 者が耕作の事業に常時従事すること
 - エ その者が法人である場合は、業務執行役員のうち一人以上の者が耕作を解除する旨の条件が定められている必要がある。
- ※ 農用地利用集積計画に、農用地を適正に利用していない場合には貸借を解除すること、農用地を適正に利用している必要がある。利用権を設定する土地について関係権利者すべての同意を得ていること
- ③ 数人の共有に係る土地について利用権（存続期間が5年を超えないものに限る。）を設定する場合は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ていること

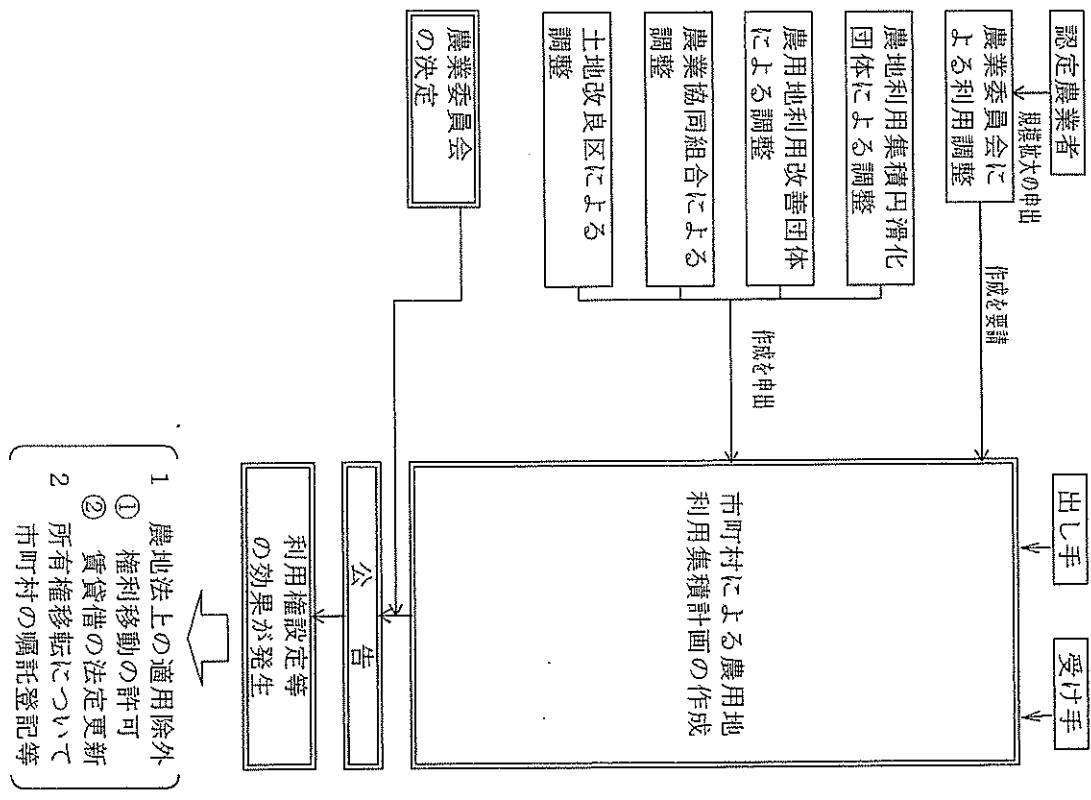
(3) 農用地利用集積計画の公告

農用地利用集積計画の公告により、計画の定めるところによつて利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(4) 農地法の特別

農用地利用集積計画の定めるところにより農用地の利用権の設定等が行われる場合には、
 ① 権利移動の許可、② 賃貸借の法定更新
 の規定は適用されない。

○利用権設定等促進事業の流れ



4 農地保有合理化事業について

(1) 実施主体（農地保有合理化法人）

都道府県単位で事業を実施する主体として都道府県が社員又は寄附財産の拠出者となつた一般社団法人又は一般財団法人（都道府県農業公社）（昭和45年から）

(2) 農地保有合理化事業の種類

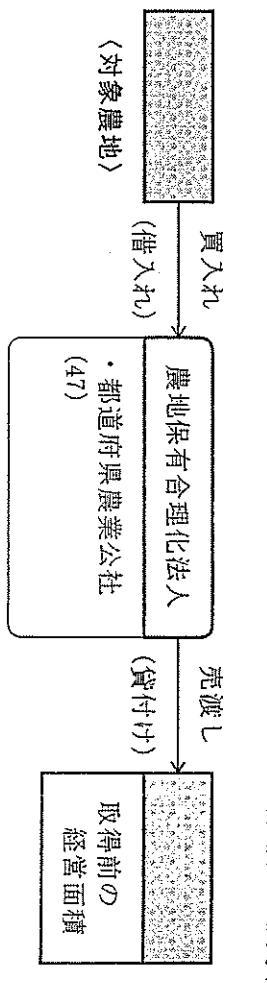
- ① 農地売買等事業（基盤強化法第4条第2項第1号）
農地保有合理化法人が規模縮小農家から農地を買い入れ（借り入れ）て、一定の要件を満たす規模拡大農家に売り渡す（貸し付ける）事業
- ② 農地売渡信託等事業（基盤強化法第4条第2項第2号）
農地保有合理化法人が離農農家等から農地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うとともに、当該農家に信託引受農地の評価額の一部の額を無利子貸付けする事業
- ③ 農地貸付信託事業（基盤強化法第4条第2項第2号の2）
農地保有合理化法人が離農農家等から、農地を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
- ④ 農業生産法人出資育成事業（基盤強化法第4条第2項第3号）
農地保有合理化法人が農業生産法人に対し、
 - ア 農地の現物出資
 - イ 農地保有合理化事業を活用して、経営規模の拡大を図る農業生産法人に対し農地の取得等により必要となる機械等の整備のための金銭の出資

を行い、その出資により農地保有合理化法人に付与される持分又は株式を、当該農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

⑤ 研修等事業（基盤強化法第4条第2項第4号）

①の農地売買等事業により保有する農地を活用して、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

○農地売買等事業の基本的な流れ



5 農地利用集積円滑化事業について

○農地利用集積円滑化事業の仕組み

権利移動に伴う農地の保有リスクを回避しつつ、面的集積を行うための手法として、平成21年度の改正農地法により創設。

(1) 農地利用集積円滑化事業の種類

① 農地所有者代理事業（基盤強化法第4条第3項第1号イ）

農地所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について、売渡し、貸付け又は農業の經營若しくは農作業の委託を行う事業（農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。）

② 農地売買等事業（基盤強化法第4条第3項第1号ロ）

規模縮小農家から農地を買い入れ（借り入れ）で、効率的かつ安定的な農業經營を営む者に売り渡す（貸し付け）る事業

③ 研修等事業（基盤強化法第4条第3項第1号ハ）

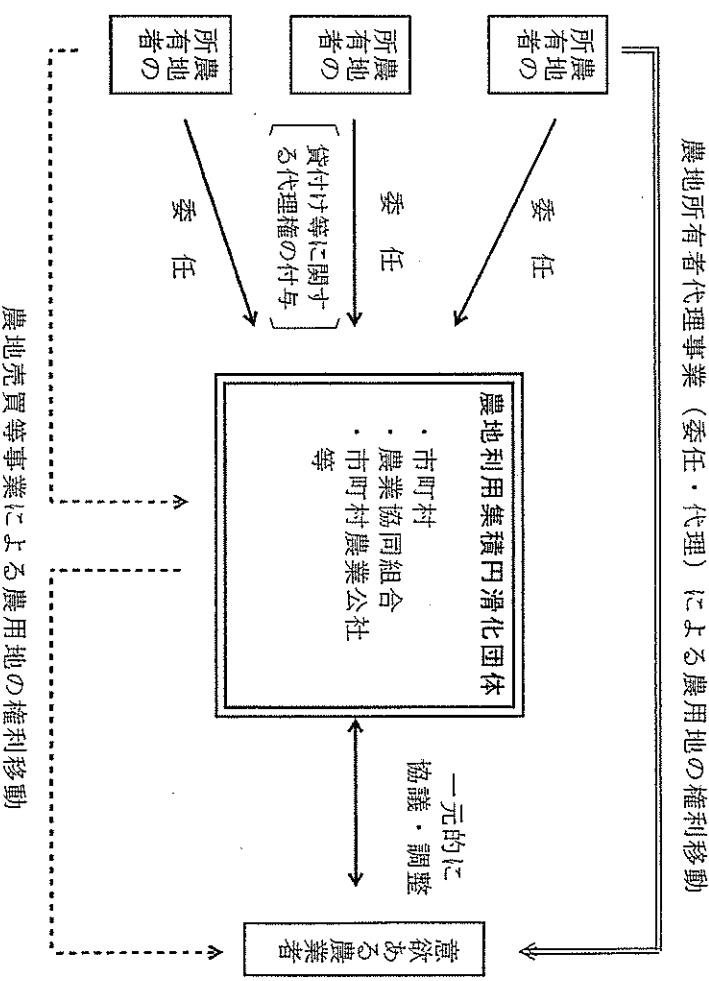
②の農地売買等事業により保有する農地を活用して、新規就農者等に対しても農業の技術、經營の方法等に関する実地研修を行う事業

(2) 実施主体（農地利用集積円滑化団体）

① 農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体は、売買又は賃貸借等を通じて自ら農用地の権利

主体となること等から市町村、農協及び市町村農業公社（市町村等が社員となつた一般社団法人若しくは基本財産の拠出者となつた一般財団法人）

② 農地所有者代理事業のみを行う場合の実施主体は、自ら農用地の権利主体となる必要がないことから、當利を目的としない法人又は法人格を有しない団体（定款を有していないなど一定の要件を満たす者）



6 特定農業法人・特定農業団体制度

(1) 制度の概要

① 担い手不足が見込まれる地域において、地域の合意の下に、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、自己の経営判断とは別に、これに応じる義務を負う主体をあらかじめ定めることができる特定農業法人制度及び特定農業団体制度が設けられている（（2）の③の農用地利用規程に位置付け）。

② これらの制度は、地域の実情に応じ、地域の農業生産を個別経営だけでなく集落全体で担う途を明確に位置付けることにより、将来的には地域の効率的かつ安定的な農業経営へと発展していくことを政策的に誘導しようとするものである。

- 特定農業法人数の推移（各年度末）

年 度	1 2	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
法 人 数	7 3	2 1 0	2 8 1	3 4 5	5 5 8	6 8 6	7 9 3	8 9 2

年 度	東	北	關	東	北	陸	東	海	近	畿	中	四	國	九	州	沖	繩	(単位：法人、%)				
(0.8)	(8.9)	(2.0)	(23.0)	(1.5)	(8.6)	(42.9)	(12.3)	(0.0)	(100.0)													

- 特定農業法人については、受領した交付金や補助金の一部を準備金として積み立てることができる等の税制上の特例（農業経営基盤強化準備金制度）を措置。

○ 特定農業団体数の推移（各年度末）

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
法 人 数	1 4 2	2 1 3	1, 3 2 3	1, 7 9 1	1, 8 4 3	1, 8 0 2

○ 地域別特定農業団体数（平成22年3月末現在）

北 海 道	東	北	關	東	北	陸	東	海	近	畿	中	四	國	九	州	沖	繩	(単位：法人、%)			
																		計			
2	6	8	1	7	6	1	9	5	1	5	4	0	2	2	1	6	2	1	5	0	1, 802
(0.1)	(37.8)	(4.2)	(10.8)	(0.8)	(22.3)	(12.0)	(11.9)	(0.0)	(100.0)												

資料：経営局経営政策課調べ

(2) 農用地利用改善事業について

農用地規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地改善事業を実施する見込みが確実であること

- ① 農用地利用改善事業
ア 市町村が行う経営基農業盤強化促進事業のうちの一つで、農用地に関する権利を有する者の組織する団体が農用地の効率的利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業。

- ② 農用地利用改善団体
ア 集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者等からなる団体で、その区域内における農作業の効率化（例：機械の共同購入・共同利用）や農地の利用関係の改善（担い手への農地集積のための調整）等の活動を実施するもの。
ウ 農用地利用改善団体の数は、全国で4,277（平成22年3月）。

③ 農用地利用規程

- 農用地利用改善団体が、その区域内における農作業の効率化や農地の利用関係の改善等の活動を実施する場合において、これらの活動をどのように実施するかについての地域での合意内容をとりまとめた文書。
イ 認定農業者等の個別經營たる担い手が不足している地域においては、この農用地利用規程に、将来のその地域の農業を担っていく経営体を位置付けることが可能。
ウ すなわち、農用地利用規程に位置付けられた經營体は、その地域における将来の担い手として認知された存在となる。
ウ 農用地利用規程の認定要件

- ・ 農用地利用規程の内容が市町村の基本構想に適合するものであること
- ・ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

○ 農地保有合理化事業の種類
(農業経営基盤強化促進法第4条第2項)

農地売買等事業(第1号)

規模縮小農家等から農地を買入れ等して、一定の要件を満たす規模拡大農家に売渡し等を行う事業

農地売渡信託等事業(第2号)

離農農家等から農地の売渡信託を引き受け、当該農家に信託引受農地の一一定評価額を無利子で貸付けを行う事業

農地貸付信託事業(第2号の2)

農地所有者等から農地の貸付信託の引き受けを行う事業

農業生産法人出資育成事業(第3号)

農業生産法人に農地を現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資を行い、出資により取得した当該法人の持分を他の構成員に計画的に譲渡する事業

研修等事業(第4号)

農地売買等事業により保有する農地を、新規就農者の研修(ほ場)や地域特産物の実証(ほ場等)に活用する事業

○ 事業実施地域の概念

市町村の区域

線引都市計画区域

実施地域

農業振興地域
(農振白地地域)

市街化調整区域

市街化区域

補助対象

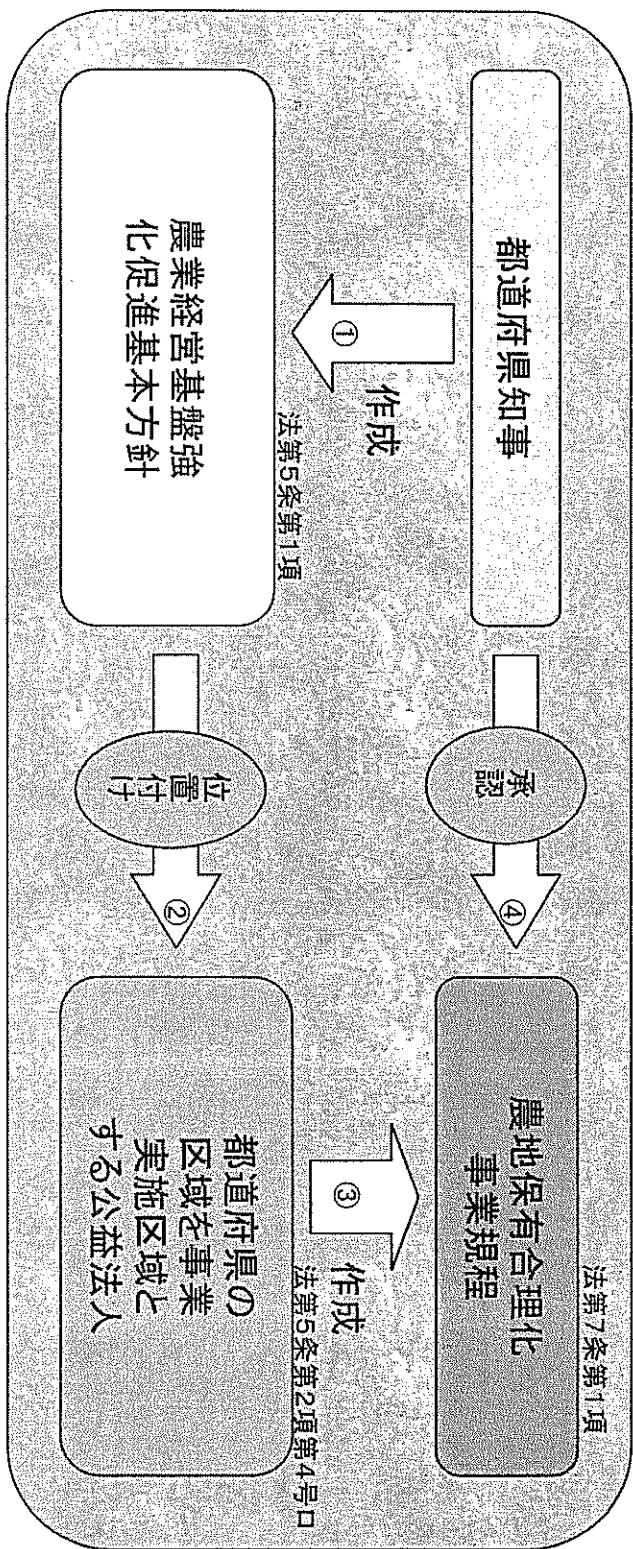
農用地区域

(非線引都市計画由地区域)

用途地域

○ 農地保有合理化法人の概要

都道府県農業公社



都道府県公社の要件

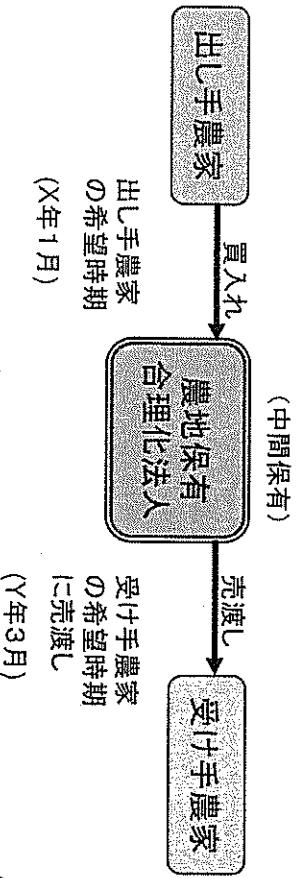
- 一般社団法人又は一般財団法人 法第4条第2項
- 組織要件 標準規則第1条第1号
一般社団法人：都道府県が社員となつており、都道府県(市町村を含む)の表決権の数が総表決権の過半であること
- 一般財團法人：都道府県が寄付財産の拠出者となつており、都道府県(市町村を含む)の寄付財産の額が寄付財産の総額の過半であること
- 事業要件 標準規則第1条第2号
主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うこと

※法は「農業経営基盤強化促進法」を、規則は「農業経営基盤強化促進法施行規則」をいう。

○農地保有合理化事業の活用イメージ

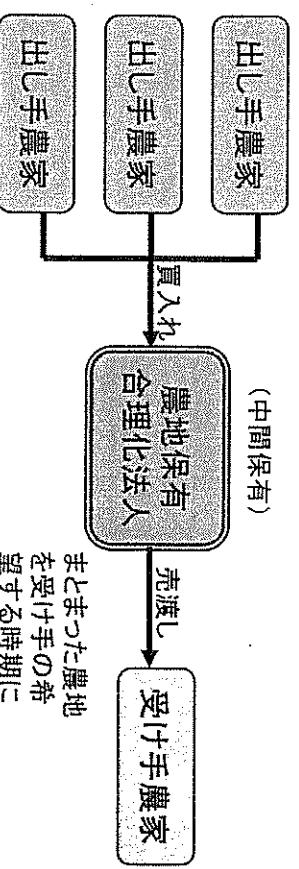
受け手、出し手間のタイムラグの解消

負債整理等のため土地代金の入金を急ぐ農家と、當農計画に沿った買入れを望む受け手農家との時間的なズレにより、相対取引での調整が困難である場合、農地保有合理化法人の中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消。



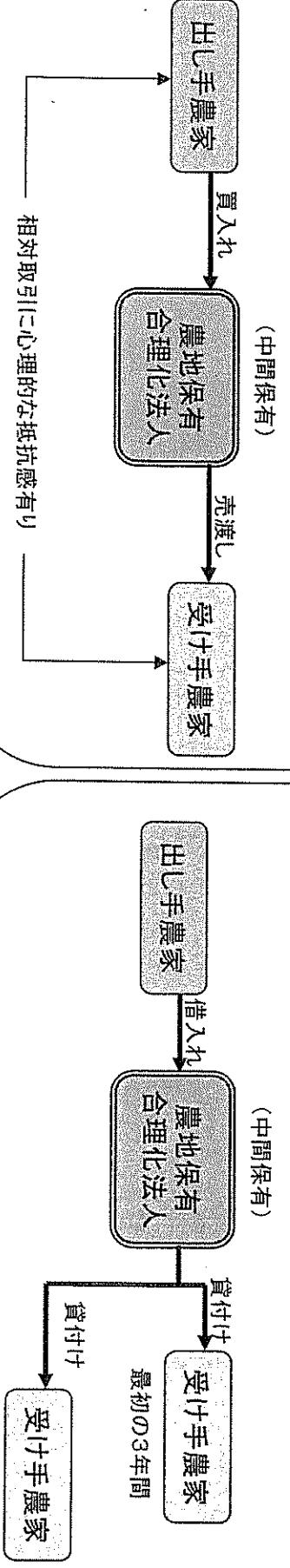
農地集約による団地化の実現

複数の出し手農家の農地を農地保有合理化法人に集約し、同法人の中間保有機能を活用して連担化することにより、担い手の効率的な農業経営に寄与。また、中間保有期間に中に、基盤整備を行う等付加価値を高めた上で売渡しも可能。



貸付期間のミスマッチの解消

長期貸し付けを希望する出し手農家の農地を農地保有合理化法人が借入れ、出し手の希望する期間と異なる期間での借入れを希望する複数の受け手に貸し付けることにより、出し手と受け手の貸付期間の不一致を調整。



農地利用集積円滑化事業の概要

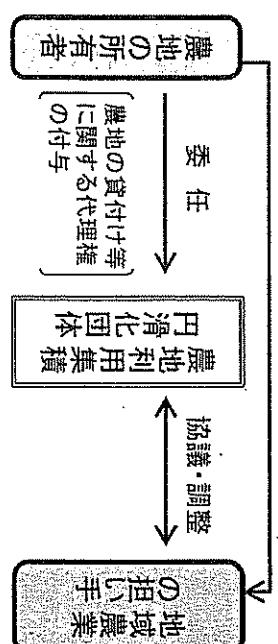
面としてまとまった形での農地の利用集積を進め、農業者が、規模拡大によるメリットを享受できるよう、市町村段階に設置する農地の仲介組織（農地利用集積円滑化団体）が農地をまとめて使いやすくする仕組みを平成21年の改正農地法等により新たに創設。

① 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地等の売渡し、貸付け等を行う事業（委任を受けた農地の保全のための管理を含む。）

円滑化団体が農地の権利を取得しない。

円滑化団体となれる組織
市町村、農協、一般財団・社団法人（市町村公社）
非営利法人等

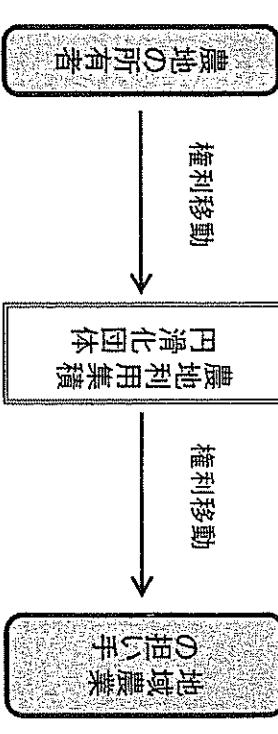


② 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が、農地等を買い入れ又は借り受け、売り渡し又は貸し付け等を行う事業

円滑化団体が農地の権利を取得する。

円滑化団体となれる組織
市町村、農協、
一般財団・社団法人（市町村公社）



※ 一の市町村に農地利用集積円滑化団体を複数設置することも可（事業実施区域の分割・重複も可）

※ 一の農地利用集積円滑化団体が、複数の市町村を事業実施区域とすることも可